

草津市の防災・減災の取組について

-----協議会活動(平成16年度以降)を通して-----

平成24年 2月 6日

草津市都市建設部

草津市の防災体制 ・ 防災減災対策

平成23年8月15日発行の『日経グローバル』において、『人口10万人以上の全国289の自治体を対象とした災害対応力調査』が掲載され、首都直下地震、東海・東南海地震等の対策が進む、関東、東海、中部地方が上位にランキングされる中、本市は、全体で62位、近畿で5位、滋賀で1位にランキングされました。

これは、地域の防災リーダーを育成する「市民防災員制度」、町内毎に災害図上訓練を実施して取組む学(地)区別防災マップづくり、災害時要援護者登録制度、市内一斉緊急放送や現在すすめている、原子力防災を含めた防災計画全体の見直しなどが評価されたものと考えています。

草津市水防訓練の実績

草津市では、毎年本格的な梅雨シーズンを目前に控え、水害の未然防止と軽減を図り、市民生活の安全を確保するために、草津市水防訓練と7年に1度の県・湖南4市合同訓練を実施しております。

職員の水防意識の高揚と水害の事態に備えての水防技術および水防知識の習得を図ることも目的として水防訓練を実施しています。

【水防訓練実施経過】

年度	会場	期 日	内 容	備考
H24	烏丸半島内	5月27日 (予定)	土嚢作り及び運搬訓練 ・シート張り工法・改良積土嚢工法	県訓練 4市合同
H23	下笠消防訓練場	6月 4日	土嚢作り及び運搬訓練 ・せき板工法、釜段工法	
H22	下笠消防訓練場	5月30日	土嚢作り及び運搬訓練 ・せき板工法、釜段工法	
H21	下笠消防訓練場	5月31日	土嚢作り及び運搬訓練 ・せき板工法、釜段工法	
H20	下笠消防訓練場	5月31日	土嚢作り及び運搬訓練 ・せき板工法、釜段工法	
H19	笠縫東小学校・下笠 消防訓練場	5月27日	土嚢作り及び運搬訓練 ・積土嚢工法、洪水避難訓練	
H18	下笠消防訓練場	5月28日	土嚢作り及び運搬訓練 ・せき板工法、釜段工法・月の輪工法	
H17	烏丸半島内	5月22日	土嚢作り及び運搬訓練 ・シート張り工法・改良積土嚢工法	県訓練 4市合同

2

草津市水防訓練の様子



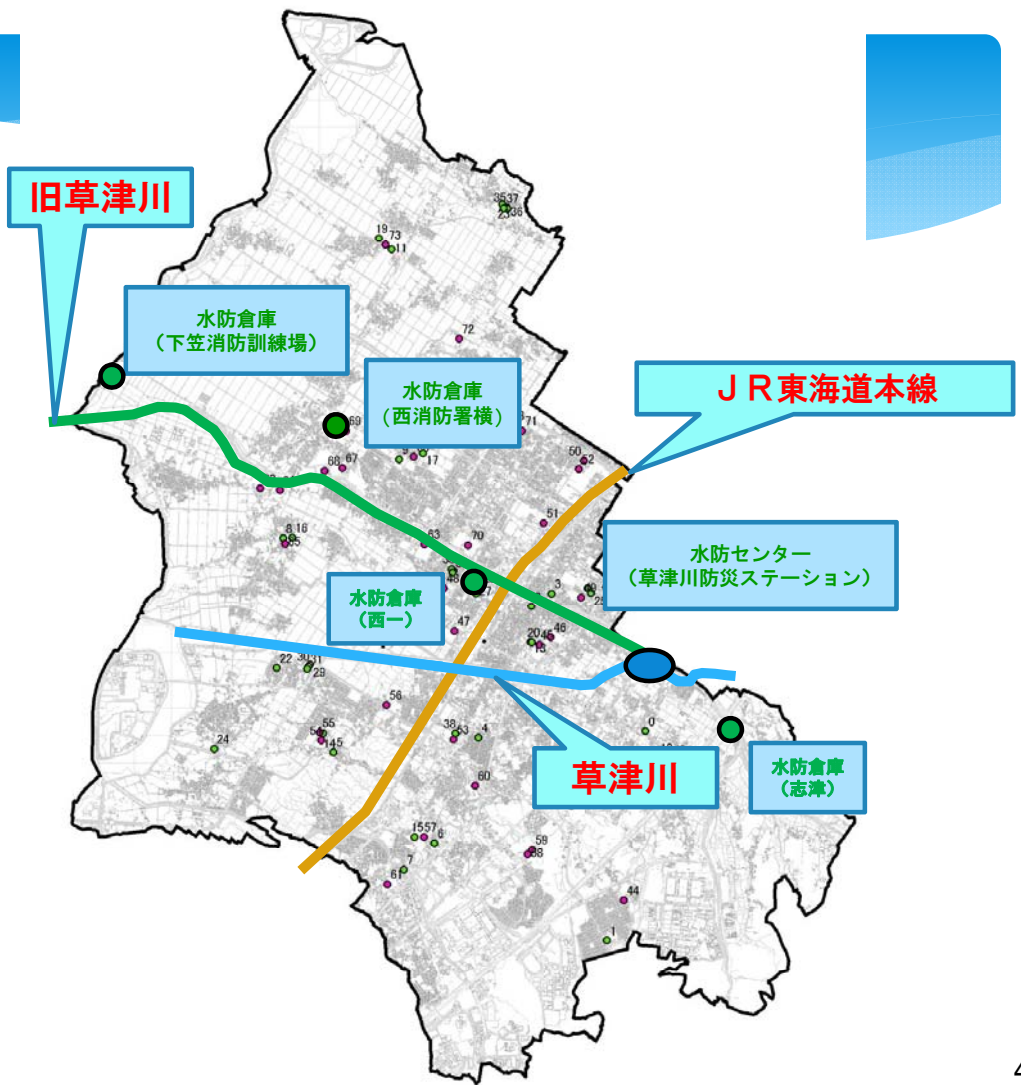
3

【草津市水防倉庫の状況】

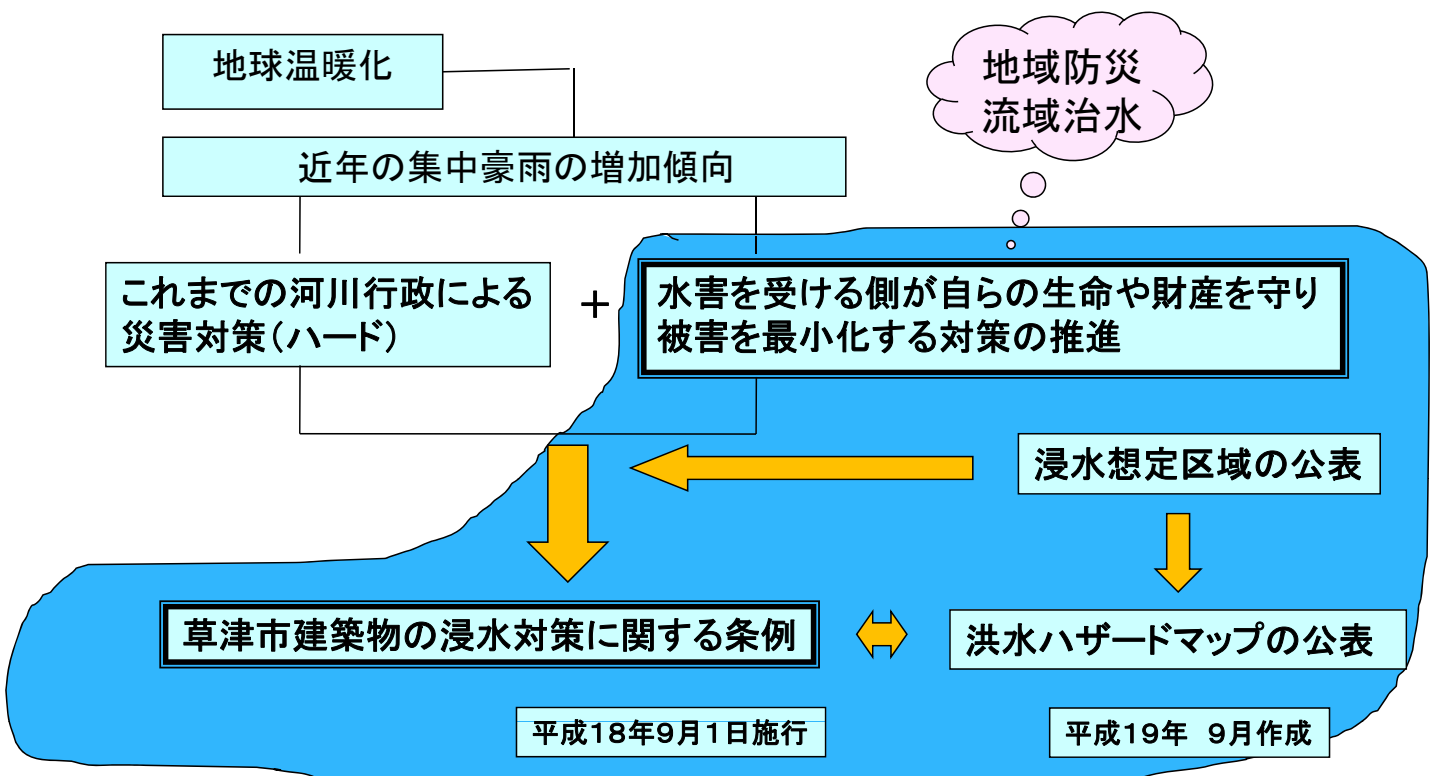
草津市は、市内4カ所に●水防倉庫を設置して水防資材の備蓄をおこなっております。

旧草津川は、草津市街地を横断し琵琶湖に注ぐ天井川となっており、洪水により破堤した場合重大な被害を与えることや、昭和28年の台風13号では堤防決壊による土砂流出、流水の被害は甚大なるものでした。そこで、草津川を平地化し、市街地を水害から防ぐため、草津川・金勝川の合流点から河口の琵琶湖に向けて新しい川を掘削する『草津川放水路事業』が昭和52年から用地買収に着手、平成4年の直轄編入を経て、平成14年6月に通水しました。その後廃川敷となった旧草津川に草津川防災ステーションを整備し、現在、防災広場、備蓄ヤード、駐車場として利用しています。

また、平成24年度以降に水防センター用地に新たに水防資材機材備蓄倉庫を建設する予定です。

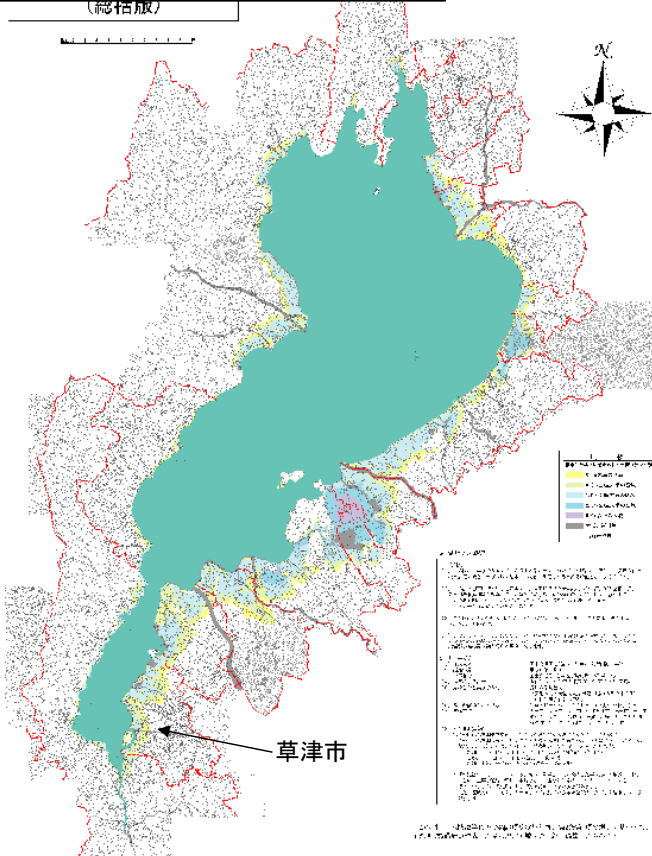


草津市における建築物の浸水対策条例の構図

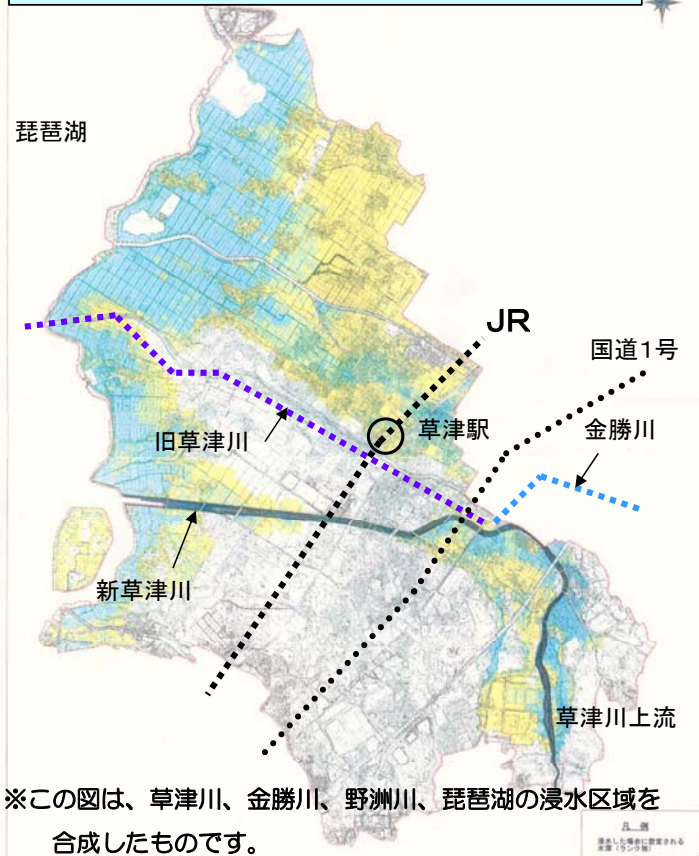


琵琶湖浸水想定区域図

(総括版)



草津市浸水のおそれのある区域図



6

草津駅東口駅前広場 浸水イメージ写真

<写真提供:琵琶湖河川事務所>



平常時



浸水時



7

「草津市建築物の浸水対策に関する条例」の仕組み

- **市の責務** …………… 情報提供・市有建築物の安全確保
- **市民・事業者の責務** …………… 自らの責任による安全対策の努力
- **特定建築物の建築主の責務** …… 浸水対策の整備基準適合義務

	浸水のおそれのある区域内	浸水のおそれのある区域外
<ul style="list-style-type: none"> ・特定建築物 ・防災活動拠点施設 (市役所・消防署・警察等) ・避難所 (学校等) 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>区域内外共 基準適合義務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気設備関係は想定水位を考慮して設置 ・地下を設ける場合は、可能な限り浸水しない構造 </div>	
<ul style="list-style-type: none"> ・一般建築物 	<ul style="list-style-type: none"> ・高さ31m以上で非常用EVを設ける ・地下室を設ける建築物 →届出義務 → 基準適合は努力義務 	<ul style="list-style-type: none"> ・その他の建築物 → 基準適合は努力規定

草津市庁舎：防水板による浸水対策

地下：駐車場、電気室、集中書庫

対策前



設置中

対策後



防水板



浸水対策条例に関する手続きの流れ

都市計画法に基づく開発行為に関する技術基準
開発事業に関する指導要綱 (草津市)

宅地の計画・「草津市建築物の浸水対策に関する条例」に基づき計画するように努めること。

事前指導

建築基準法に基づく建築確認・計画通知申請提出前

対象建築物は申請までに浸水対策の内容を届け出る 浸水対策条例

市長は届け出に対し必要な助言、指導を行う 浸水対策条例

10

草津市洪水ハザードマップづくりワークショップ



京都大学多々納教授より水害について学びました。
災害に強い地域をつくるために「自分にできること・
地域にできること」を学びました。

<地域の防災情報を整理しました>

地域の避難場所はどこ？

避難場所に向かう避難経路に危険な場所がない
か確認しよう！



平成18年 7月 から 11月(3回開催)

11

洪水に対しての心構え!

避難のタイミングを逃すな!
早く正しく情報をつかもう!
大雨のときに避難する場所を確認しよう!
向こう三軒両隣、一緒に助け出せ避難所に!
伊佐川より南側の人は旧草津川の堤防を目標そう!
絶対ひとりではあかん!
弱者を誘導・救助しよう!



草津市洪水ハザードマップ

草津市街地ブロック

(大路地区・浪川学区・笠縫東学区・笠縫学区) :
金勝川及び琵琶湖の浸水のおそれのあるエリア

大水害は何が原因で起こるのか?

- ① 金勝川の堤防が決壊した時(はん濫した水は、JR東海道本線付近まで達する恐れがあり、さらに1時間以内で琵琶湖まで達します。)
- ② 琵琶湖の水位が高くなり、琵琶湖への排水ができなくなった時(この場合の浸水は、長期継続おそれがあります。)



凡 例

洪水時避難場所	消防署・消防団	救急告示病院
緊急時集合場所(逃げ遅れた場合)	ヘリポート	地下通路等の危険箇所
洪水時避難不可	防災無線	雨量観測所
避難署・交通	水防倉庫	水位観測所
避難経路	避難経路(第二次)	

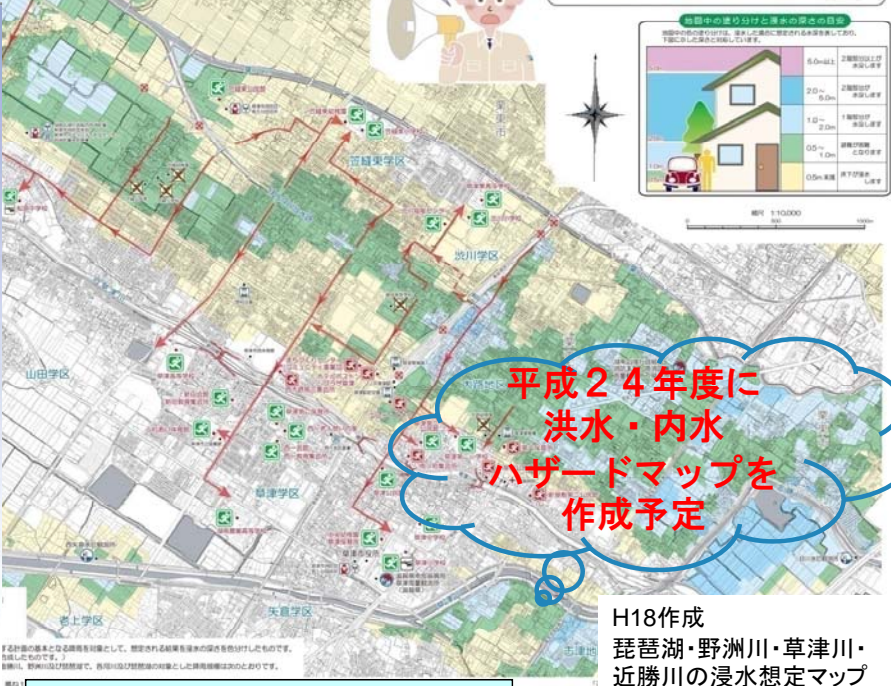


草津市 保存版 洪水ハザードマップ

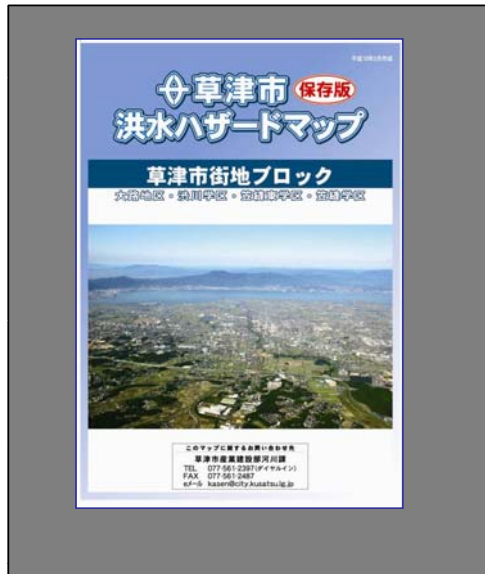
草津市街地ブロック
大路地区・浪川学区・笠縫東学区・笠縫学区

平成 18年 2月作成

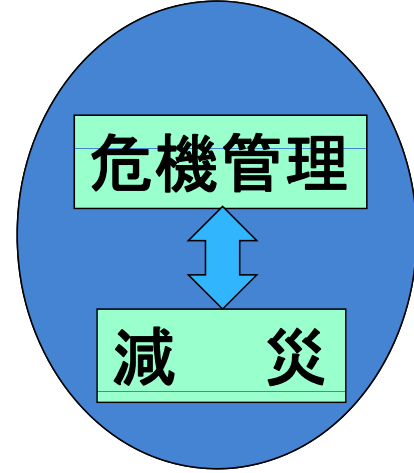
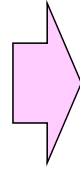
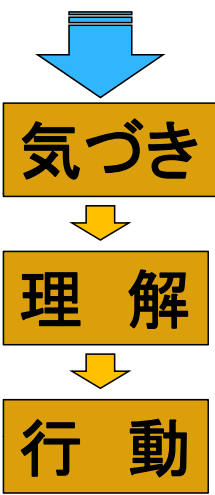
このマップに関するお問い合わせ先
草津市産業建設部河川課
TEL 077-561-2397(ダイヤルイン)
FAX 077-561-2487
eメール kasen@city.kusatsu.lg.jp



草津市内を4ブロックに分けて作成



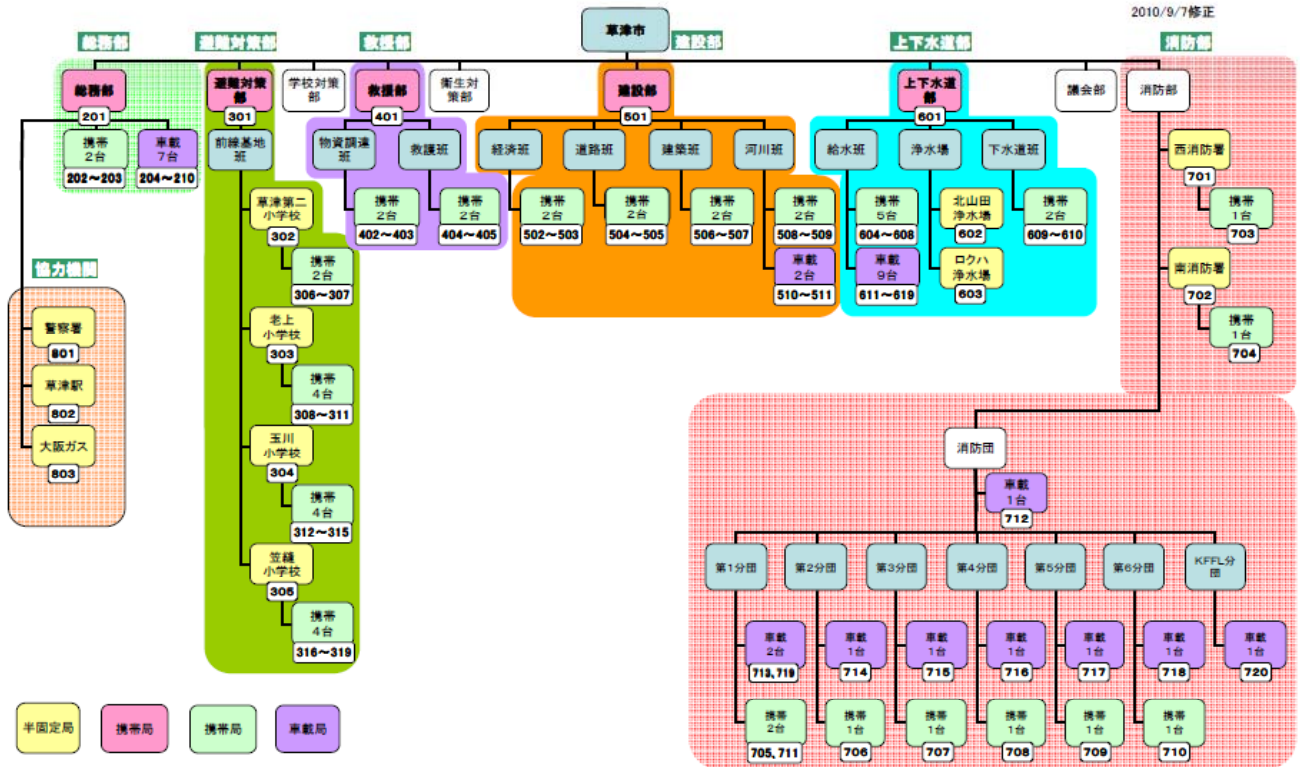
建築物の浸水対策に関する条例



【非常通信】

平成22年12月にデジタル防災行政無線機を整備。

屋外にも市内79カ所にスピーカーを設置し、緊急時にエフエム草津の電波を使って市内一斉に情報伝達できるようにしています。



草津市の減災の取組み (防災情報伝達体制の整備)

*** 市内一斉緊急放送システムの整備**

平成22年度に公園や学校など市内全域79箇所に屋外スピーカーを設置し、

- ・ 緊急地震速報や避難勧告など災害情報を放送します。

行方不明者捜索の呼びかけなどにも活用します

*** 災害情報メール配信サービスの開始**

避難情報や被害情報など、メールで配信

*** ドコモエリアメールの開始**

登録なく避難情報を市域全体にメールで配信

*** えふえむ草津 (78.5MHz) との災害協定**

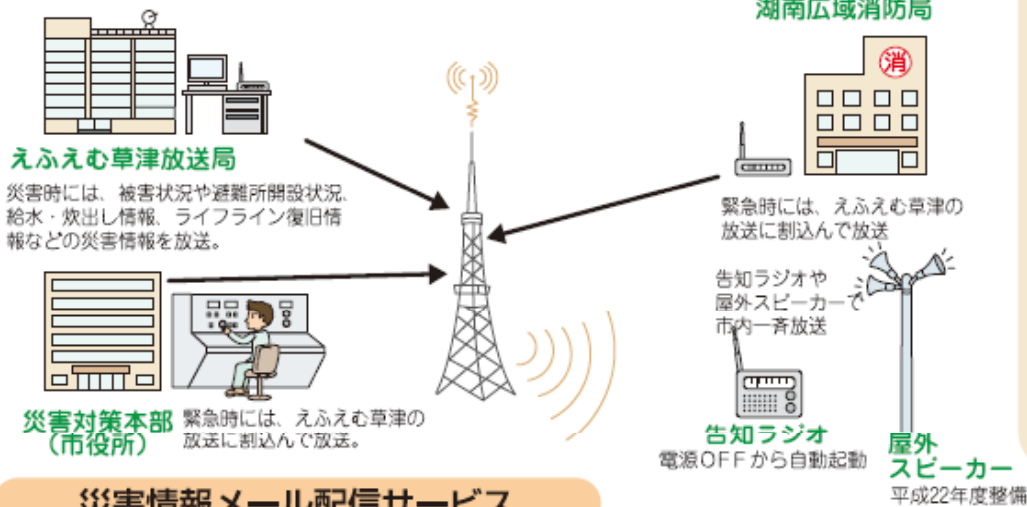
災害時：被害情報や、ライフライン情報、避難所情報などきめ細かな放送

●屋外拡声子局



草津市では、災害発生時やその恐れのあるとき、^{しないいっせいせんきゅうほうそう}市内一斉緊急放送システムや災害情報メール配信サービス、えふえむ草津(周波数78.5MHz)でお伝えします。

市内一斉緊急放送システムのイメージ



発信する情報

- 災害時**
- 避難情報
 - 避難準備情報
 - 避難勧告
 - 避難指示
 - 緊急地震速報
 - 避難所での給水情報 など
- その他**
- ゆくえふめいしやそうさくじょうほう
 - 行方不明者捜索情報
 - 訓練放送 など

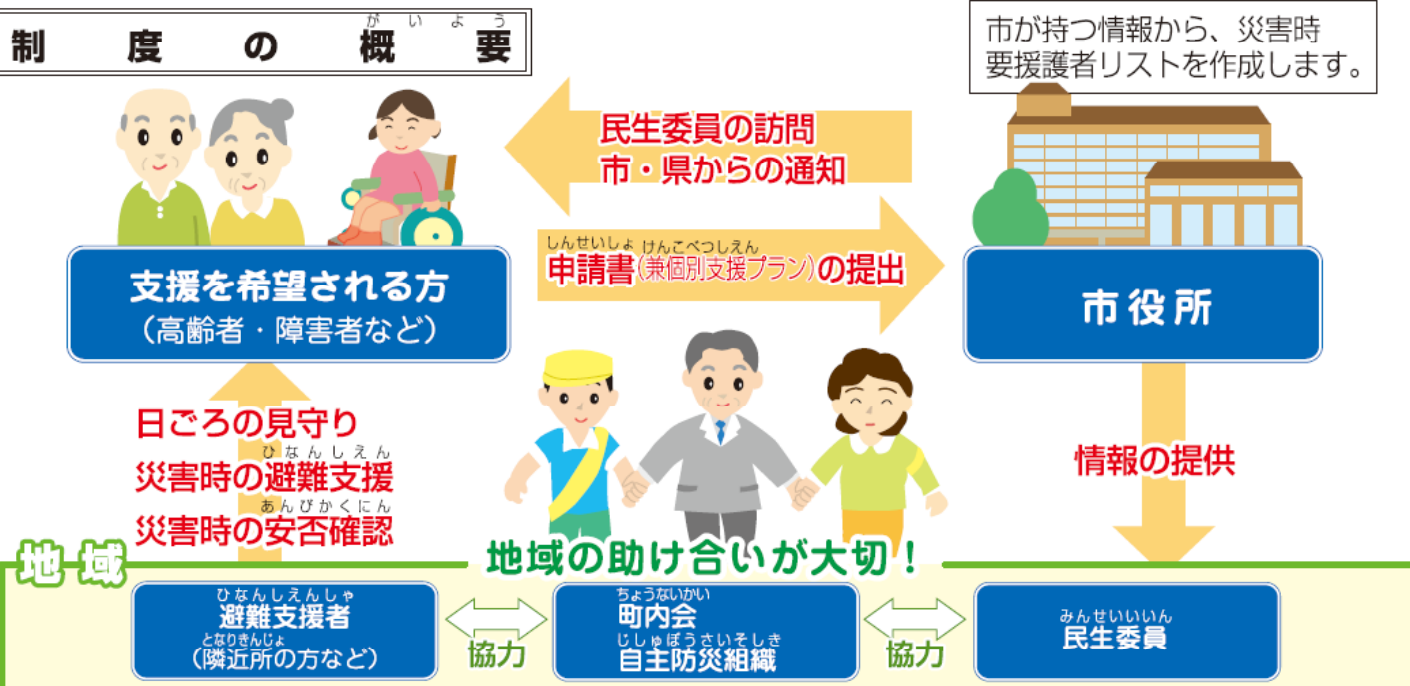
災害情報メール配信サービス

本市に大規模災害が発生した場合やその恐れがあるときに、^{ひなんかんこくどう}避難勧告等の避難情報や土砂災害警戒情報、市内の被害情報や避難所情報など、災害情報についてお知らせします。

登録する場合は、kusatsu.kikikanri@emp.ikkr.jpに空メールを送ってください。
 (登録は無料ですが、登録や削除、メールの受信などにかかる通信料やパケット料は登録する人の負担となります。また、情報の内容により、深夜早朝に配信される場合があります。)



災害時要援護者制度の概要



■ひとり暮らし、
高齢者のみ世帯(75歳以上)



約4,200人

かいごほけん
■介護保険の
ようかいご
要介護1以上の人



約2,600人

■重度の障害やパニック
をおこす恐れのある人



約2,400人

■難病患者



約700人

にゅうようじ
■乳幼児(0~5歳)



約7,800人

がいこくじんきょじゅうしや
■外国人居住者



約2,100人

にんさんぽ
■妊産婦



約1,500人

ゆうせんたいしやうしや
優先対象者

- 75歳以上単身世帯
- 75歳以上のみ世帯
- 要介護1以上の人
- 身体障害で1~2級の人
- 知的障害でA1、A2の人
- 精神障害で1~3級の人
- 難病患者のうち
特定疾患医療受給者
- これらに準じる状態に
あり支援を申し出た人

草津市では、これらの人のうち、家族以外の第三者の支援がなければ避難ができない在宅の人で、右記に該当する人を避難支援制度の対象者として位置付け、優先して取り組みます。

非常持出品をそろえましょう

非常持出品

避難するときにもっていくための備蓄品です。枕もとやベッドの下などにくつ、手袋、ヘルメット等と一緒に備えておきます。男性15kg、女性10kgが目安、子どもは自分でもてる大きさを。離ればなれになったときのために荷物は各自のリュックサックに分散させます。



避難するときに最初に持ち出します。
ザックなど背負えるものに入れておきましょう。
食料品や水は、定期的に点検し交換しましょう。



非常備蓄品

救援活動が受けられるまで自活するための備蓄品です。家族が3日間程度過ごすために必要な量が目安です。すぐに取り出せる場所に保管します。



いつも食べている物、使っている物をちょっと余分に買い置きしておけば立派な「非常備蓄品」になります。入れかえは忘れず!!

9リットル×人数

御静聴ありがとうございました。